

平成 22 年度における e-Tax の利用状況について（概要）

1 e-Tax の利用件数

- オンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用件数は 1,757 万件（前年対比 106%）と増加

主な手続について

所得税申告	863 万件（前年対比 110%）
法人税申告	151 万件（前年対比 119%）
消費税申告（個人）	60 万件（前年対比 110%）
消費税申告（法人）	167 万件（前年対比 115%）
法定調書	156 万件（前年対比 114%）

2 e-Tax の利用率

- オンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用率は 50.2%（前年度 45.4%）
- オンライン利用拡大行動計画の先行 11 手続の利用率は 73.5%（前年度 65.9%）となり、平成 23 年度目標値 70%を 1 年前倒しで達成

〔参考〕e-Tax の普及拡大に向けたこれまでの具体的な取組

- 第三者作成の添付書類の送付を不要
- 税理士等による代理送信の場合、納税者本人の電子署名の省略を可能
- 電子証明書等特別控除制度の適用期限を延長
- e-Tax を利用した還付申告書の処理期間を短縮
- e-Tax を利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらう施策を導入
- 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付とするとともに、日曜日にもヘルプデスクの受付をするなど納税者サポートを強化
- 法人税等の申告が集中する 5 月末について、e-Tax の受付時間を延長
- システムや画面の改善など利便性を向上

○ e-Taxの利用件数について

(単位：件)

			19年度	20年度	21年度	22年度	前年対比
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	3,633,890	6,136,866	7,842,775	8,625,820	110.0%
		法人税申告②	510,626	982,505	1,273,465	1,508,620	118.5%
		消費税申告（個人）③	286,986	443,706	548,523	601,688	109.7%
		消費税申告（法人）④	580,928	1,118,060	1,449,615	1,670,209	115.2%
		酒税申告⑤	34,589	39,409	41,904	42,474	101.4%
		印紙税申告⑥	29,473	65,188	82,161	83,288	101.4%
	計（①～⑥）		5,076,492	8,785,734	11,238,443	12,532,099	111.5%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	567,286	976,589	1,226,506	1,395,945	113.8%
		利子等の支払調書⑧	5,658	100,489	140,097	166,811	119.1%
	申請・届出等	納税証明書の交付請求⑨	1,831	6,115	7,992	10,609	132.7%
		開始届出書⑩	3,545,622	4,449,423	3,965,038	3,460,093	87.3%
重点15手続全体（①～⑩）		9,196,889	14,318,350	16,578,076	17,565,557	106.0%	
うち先行11手続（②＋④＋⑤＋⑦＋⑧＋⑩）		5,244,709	7,666,475	8,096,625	8,244,152	101.8%	
上記以外の申請・届出等⑪			184,205	680,959	1,002,232	1,233,028	123.0%
納付手続⑫			730,328	1,301,227	1,643,847	2,040,719	124.1%
合計（①～⑫）			10,111,422	16,300,536	19,224,155	20,839,304	108.4%

(注) 平成19年度の法定調書の利用件数には、光ディスク等を使用して提出された件数は含まれていない。

○ e-Taxの利用率について(オンライン利用拡大行動計画ベース)

			19年度	20年度	21年度	22年度
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	18.4%	31.1%	39.7%	43.7%
		法人税申告②	19.6%	37.7%	48.9%	57.9%
		消費税申告(個人)③	19.0%	29.4%	36.4%	39.9%
		消費税申告(法人)④	29.5%	56.7%	73.5%	84.7%
		酒税申告⑤	72.1%	82.1%	87.3%	88.5%
		印紙税申告⑥	23.8%	52.6%	66.3%	67.2%
		計(①～⑥)	19.5%	33.8%	43.2%	48.2%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	25.4%	43.7%	54.8%	62.4%
		利子等の支払調書⑧	2.6%	46.1%	64.3%	76.5%
	申請・届出等	納税証明書交付請求⑨	0.1%	0.5%	0.7%	0.9%
		開始届出書⑩	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	重点15手続全体(①～⑩)		23.1%	36.6%	45.4%	50.2%
	うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)		37.8%	55.3%	65.9%	73.5%

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

《オンライン利用拡大行動計画における目標値等》

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
先 行 手 続 (11 手 続)	37.8%	55.3%	65.9%	73.5%	70% (目標値)		
重 点 手 続 (15 手 続)	23.1%	36.6%	45.4%	50.2%	—	—	65% (目標値)

前提条件	認証基盤等の大幅な拡大 (公的個人認証サービス・電子証明書発行枚数)	200万件	600万件	900万件	1,100万件	1,200万件	1,300万件
	地方税ポータルシステム(eLTAX)の導入	市町村の大部分において導入されること					
	電子納税証明等の電子的受入の普及、 一般的社会慣行化	国、地方公共団体及び金融機関等で電子納税証明等の 電子的受入が普及すること					

(注) 先行手続とは、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続をいい、国税関係手続では、法人税申告、消費税(法人)、酒税、法定調書(7手続)、電子申告・納税等開始(変更等)届出の11手続をいう。

これまでの具体的な取組

(添付書類)

平成 19 年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(平成 20 年 1 月より)

(電子署名)

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(平成 19 年 1 月より)
2. 個人の納税者が本人の電子署名を省略した上で e-Tax を体験できるパソコンを税務署に設置し、翌年以降、自宅などのパソコンによる e-Tax 利用を目指す施策を導入(平成 20 年 1 月より)

(インセンティブ措置)

1. e-Tax を利用した還付申告書について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮(平成 18 年 11 月より)
2. 電子認証の普及拡大のための、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の適用期限を延長(平成 19 年分から平成 22 年分の間でいずれか 1 回適用)

(運用改善)

1. 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付とするとともに(平成 18 年分確定申告期より)、日曜日もヘルプデスクの受付をするなど(平成 22 年 2 月より)、納税者サポートを強化
2. 法人税等の申告が集中する 5 月末について、e-Tax の受付時間を延長(平成 21 年 5 月より)

(システム改善等(平成 22 年度実施分))

1. e-Tax を利用して還付申告をした者について、税務署の処理状況(支払予定日等)を確認できる機能を追加
2. 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、e-Tax の利用者識別番号と暗証番号を入力することにより、住所・氏名などの本人情報が表示される機能を追加